

ニュース

発行所 東京都商店街振興組合連合会
東京都中央区銀座2-10-18 [〒104-0061]
電話 03 (3542) 0231~5
FAX 03 (3542) 0236
定価 年間2500円【購読料は会員に含む】

振興組合化を
推進しよう

ホームページアドレス <http://www.toshinren.or.jp/>

東京都商店街振興組合連合会の「平成24年度商店街活性化推進調査・研究事業委員会」(委員長
齊藤得彌)板橋区商店街振興組合連合会青年部長)では、このほど「商店街における万引きに関する調査」(東京都民・商店の実態・意識調査結果報告書)をまとめた。同報告書は調査結果および委員会による「小中高生の万引き防止のための提言」からなり、2月下旬から計400の商店街振興組合へ配布。概要版は都振連の公式ホームページ(<http://www.toshinren.or.jp>)にも掲載している。

「犯罪」との共通認識必要

今回の調査事業の目的
は、「万引きを何とか止めないといけない!! 商店の死活問題である」。

調査結果によると、万引きを何とか止めないといけない!! 商店の死活問題である。

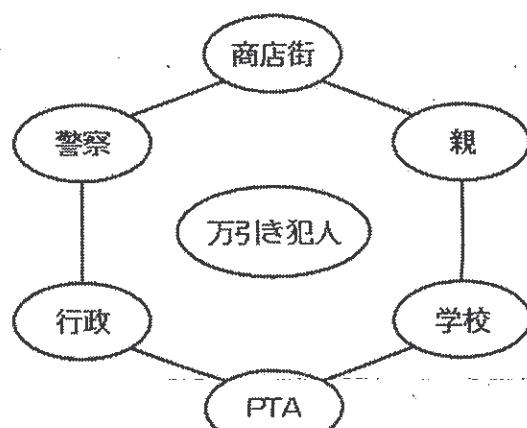
万引きの被害に困っている商店の人の話を聞く」ことを求めた声が、商店側43.3%に対し母親側75.8%。商店に対する期待の大ささが確認された。今

後の課題としては、小中高生の万引きは商店と母親だけで防止できるものではなく、「学校・PTA」「警察・行政」と連携しての指導・防止策が必要との方向性を提示。「小中高生の万引き防止のための提言」として以下と総括している。

【提言】
 △社会に対して ①「万引きは犯罪だ」という社会的認識が必要である。②調査結果によると、「万引き犯のための提言」として以下の提言が重要となる。
 △警察に対して ③「商店街」がお互い他人のための提言として以下と総括している。
 △学校に対して ④「万引き犯のための提言」として以下と総括している。
 △PTAに対して ⑤「万引き犯のための提言」として以下と総括している。

連 振 親・学校・警察と連携を

万引き防止で提言



年や節目の時に必ず親も交え、万引き犯罪防止のための啓蒙活動を行なう。(6)警察の交通安全講習と同様に、万引き犯罪防止のための講習実施を要請する。(7)万引き犯罪再犯者は内申書に反映する。(8)商店街の警備員の配置、防犯機器の整備を推進し、そのためには行政との連携も不可欠である。

△商店街に対して
⑧万引きは犯罪であるから

単に個店の問題だけではなく、商店街全体による防止の対応が必要である。例えば、万引き防止巡回ボランティアの強化を図る。(9)商店街の警備員の配置、防犯機器の整備を推進し、そのためには行政との連携も不可欠である。